京城新報

●新聞料 ▲一部二錢▲前一ヶ月金拾五錢●三ヶ月前金四拾錢▲郵稅一月金拾參錢
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一囘金三十錢▲四號活字十四字詰一行金四十五錢
●陰曆 十二月十一日
發行編輯兼印刷人 山下英爾
京城西署西小門通 發行所 京城新報社 電話六六三

韓國及東南滿州旅行談

陸軍歩兵大佐小澤德平氏談

二十九日夾皮溝を發しまして大森林の山又山及松花江水源の一なる二道江を越えまして朝鮮人の移民多き萬里河大甸子及湯河江沿で頭道江即ち松花江の本流を渡り松花江鴨綠の分水嶺たる老嶺を過ぎ七十六里餘にして十二月六日帽兒山に着しました湯河口の南に小湯河と云ふ處がありました湯河の岸に温泉が出て居りましたが傍らに韓人家屋一月ありますのみで日本ならば浴室でも設けましやうが大寒中のことゝて入浴を試むるものはありませんでした一日滯留の上八日帽兒山を發し鴨綠江の氷上雪の中を進みまして十三日江界へ歸着しました十六日無事全部歸着しました此旅行間患者も二名を出しましたが初めの程でしたから好都合を以て返しました此處置をするには充分苦心を致しました二十三日江界を出發し東來江、鴨綠江の氷上を馬又は橇で進みました全旅行で何が一番危險なかと申せば江上の氷の龜裂した處でありますの巾の廣きは二尺餘もあります又氷の厚さも三尺餘はあります、そして其下を淸水が一種の音響を發しまして勢能く流れて居りますもし誤て此中へ陷落しましやうならば殆ど助かる見込はないそうであります私等の一行も涼水泉子の下流でありました雇韓人が不注意の爲、橇を牽く一頭の牛をこの龜裂中へ落しました所が恰度後足のみであつたが爲三十分間程で引上げました又幸に橇には人が乘つて居ませぬで無事でした二十六日右岸の外岔溝門に一泊し、そこで橇を捨てゝ車に換へ二十九日懷仁縣に着しました、こゝで日本好きの孟子眞と云ふ人がありますが之に面會し又渾江の氷上を進みまして三十一日寛甸縣大平哨に着し、こゝにて四十年の新年を迎へ一日には鴨綠江右岸の長甸河口に泊し二日に義州に泊しまして夫れより安東縣を經て六日定州に歸着しました次第であります。

一寸とこの道中に付て氣温のことを申しますと朝の最低が攝氏の零下二十八度で黃河、萬里河の二ヶ所では正午が○以下十七度でした又夾溝の二道勾では午後九時が○下二十度でした緯度の高さは退搏店でしたが十一月中のと故○下十八度でした身體に寒氣の強さを感じたのは十一月十八日の馬號と十二月下旬江界より外岔溝門迄の間でした義州へ着てみますと暖氣春の樣な心持がしまして滿韓旅行中にての一番好氣節でありました。

本邦人の任官（下）

任財務監督局事務官
奏任二等 伊藤恒藏
奏任三等 內海英吉
同 堀謙
同 石川鈴輔
同 秦秀作
奏任四等 森山誠三
同 酒井孝德

任煉瓦製造所事務官奏任四等 廣崎衛
米田金策
今井潔
佐々木保之
松尾延之助
小笠原寛
高久敏男
藤元光次郎
山口豊正
奥村英一

任度支部繙譯官奏任三等 陶山武二郎

任農商工部技師奏任一等 道家充之

任農商工部技師奏任二等 廣本文一
塚本道遣
村田秦平
原島善二郎

奏任三等 尙
山內精
山本小源太

任農商工部事務官奏任三等 原田千太郎
小川鶴二
武石胤雄
川鍋蝶馬

任平壤鑛業所長奏任三等 林文太郎
任同所理事
任同所技師奏任三等 佐瀨熊鐵
任農商工部技師奏任四等 牧田友五郎

任建築所技師奏任三等 宮本政藏
任印刷局技師奏任四等 多賀谷小次郎
勝又六郎
原井浩
橋本蹄市
太田和太郎

任仁川稅關長奏任一等 松崎米藏
任稅關鑑定官奏任三等 宮本又七
任稅關局事務官奏任一等 野村才二
小幡三郎
寺尾規矩郎
安部直介

任稅關局書記官奏任二等 藤原正文
野手耐

任元山稅關長奏任三等 有賀光五郎
任鎭南浦稅關長奏任二等 里崎寅一

任稅關事務官 吉村直三郎
任稅關監視官奏任四等 齋藤甲萬三郎
任稅關鑑定官奏任三等 木下重松
任港務官奏任二等 古口他吉
任港務醫奏任二等 森永定次郎

任稅關工事部技師奏任一等 坂出鳴海
奏任二等 永井松次郎

任度支部技師奏任二等
同 奏任三等 巖田五月男
同 遠藤善次郎
奏任四等 藤田惟一
同 巖城信太郎
任內部書記官 疋田玄龜
島重治
三浦義

任會計檢査局檢査官 奏任二等 川上立一郎
岩井敬太郎
菅田男

ステッセル裁判（一）

有史以來の大審問▲露國陸軍の內幕▲日露戰爭最後の悲劇▲旅順要塞開城事件

被告の席を眺むれば被告ステッセル將軍は黑色の長き文官服を着して縫飾にはゲオルギイ勳章第四等を懸け、胸にはゲオルギイ第三等の大白十字章を着けたり。彼れは左足の自由を缺き、漸くステッキに凭りて歩を移したれど、氣骨稜々として當年勇壯の氣宇今尙眉間を去らず、態度沈着、毫も臆けたる色なく、聲音自若として雷の如く、相貌依然として旅順包圍中に於けるに似たり。審問の絶間々々には公衆の中より當年旅順の防禦に關係したる數多の將校彼れに近づき來りて痛切なる同情を寄するを見たり。前旅順要塞衛戍司令官スミルノフ中將は光輝燦然たる銀モールの參謀正服を着して、既に其の上には內外の勳章數多閃きたり。霜を戴くの頭髮と顋鬚とは短く刈られて、カイゼル式の鼻髭は獨逸將校のそれに宛も似たり。彼は他の被告と離れて被告席の端に一人孤立したり。彼れと並行して中央には海軍將校シユーリツ中佐及び其辯護人、次にはレイス、フオーク、ステッセルと順次に着席せり。フオーク中將は普通將校服を着して、齡年六十五歲、他の被告よりも年老けて見えたり。胸及び首には二箇の白色ゲオルギー勳章を着け、佩劍革帶にはダイヤモンドを飾れる黃金の劍を帶びたり。レイス少將は參謀服を着して他の被告よりは年若く見えたり。

被告の前にはスミルノフ將軍と並び坐せるシユーリツ中佐を初めとして彼等の辯護人、ステッセルの辯護士は陪審官にして第三議會議員たるスイルトラノフ大佐、フオーク中將のムブロフスキイ、レイス少將の陪審官チヤーエフ及びクワシエン。サアリンなり。開廷の頃既に傍聽席は有ゆる陸海軍將校等の詰め寄る所となりて、忽ち滿員を告げたれば傍聽者の多くはゲオルギイ騎兵と日露戰爭の關係者にして、貴婦人の中にはステッセル夫人も見受けたり。其の心中や如何ならん。

軈て裁判長ドウクマーソフは宣言して曰く「高等軍事裁判は是より、休職中將ステッセル、中將スミルノフ、中將フオーク、少將レイスの不法行爲即ち要塞に取りては恥づべく、露國に取りては卑しむべき旅順開城の行爲に關する事件を審問し且裁判の宣告を爲すべし。被告は玆に姓名、年齡、宗教及び身分を告げよ」。ステッセル、「休職中將ステッセル正教信徒。五十九歲」。裁判長、「訴訟文の謄寫と裁判官の名簿を受取りしや」。ステッセル、「然り、受取りたり」。其の他の被告も同樣の答へを爲したり。スミルノフ中將は目下參謀本部附にして年齡五十三歲六箇月、フオーク將軍も參謀附にして年齡六十五歲、レイス少將は四十三歲なり。

肉の一片（上）

露人の記せし旅順攻戰記の一節

遥かなる彈丸の響、何處ともなく、「奈うしたのでせう、何處に墮ちたのでせう乎」といふたのはオリガであつた、といふ間もなく、此度は直に身近く爆然といふ音、轟々と唸る響は、谺にひゞく、空氣はびりびりと震動した

耳はグワンとして些の音も聞えない

猛獸のやう巨きな炎の舌は、總てを灰燼にし、舐盡して終はなければ止まぬやう、海岸を舐ふ狀態の物凄さ

ト又音は止む、寂となる、愕然としてゐたオリガ、パウロフナは初めて夢心地の覺めたやう、戀しき人と呼んでをつた水夫ミハイルの胸にその頭を押着けて戰々となる

「いや、最う行かう」水夫の聲は女の耳許に聞れた、「敵は夜襲を始めたな……義務の念は、總に歸るやうに命じてゐる、扨いから、さア離せ、これでも自分は生きてゐるのだ、さア勇氣を出して家へ歸るが宜い」

水夫は貪るやうに女の唇を吸ふて、暗黑のうちへ消ゑて終ふ

「孤獨」といふ念は閃めくがやうにオリガ、パウロフナの頭に浮んだ

兎角するうちに更に轟々といふ音は、以前にも倍して響を傳へる

オリガの頭には、何か其周邊に天魔の狂ひ羅刹の踊るがやうに思はれるので、今は恐懼の念に氣の遠くなるを覺ゑたが、聞き別くる音のうちには呻吟の音も混てゐる

「助けて下さい、何卒……」と叫んでみたが誰一人の答ふる者もないので直に立つて其跡を追ふ、人々は海邊の方へ群がつて馳せて行く

旬園のうちに幾月を送つた旅順の人民は、今は敵と味方の彈丸の響をも判別することが出來るやうになり、敵の砲擊にも更に何等の感覺をも起さず、好奇心に驅られ、海岸の方へと馳せて行く

「鶉臺の方へは彈丸が飛で來ないさうで」と駈りながら一人がいふ

鶉臺とは舊市街にある高臺の地の名稱である、海を見渡すには好適地であるけれども、敵の信號の目標となるを恐れ、上る事を禁止した

砲臺から海上に向け、眩惑させるやうな强度な探海燈が、宛から太陽の光のやうに照らしてゐる、その敵の閉塞船の途を防禦しやうとての味方の策で

黑點が默々として遥か彼方の海上から、岸の方へ蠢動いて來る、味方の砲彈は地獄の響のやう、空氣を劈るゝが如くに震動させ、雨か霰のやうにその黑點に對つて注がれる、砲臺は百魔の叫喚の聲のやう、此頑敢なる敵を壓迫しやうと、雷鳴を轟かしてゐる

恐怖と、聞きし事なき椿事に身の所在を覺らぬオリガ、パウロフナは、海岸に散在てゐる石炭の蔭に身を寄せて、何といふ考も浮ばない、懷しき人を陣中に探ねやうと、繊弱き身を、恐ろしき戰場に運ばせたものゝ、心に祈るは神のみである

文苑

東京小景（五） 沒名學士

登愛宕山

有愛宕神社、祀伊弉册尊、山頂廣濶、品海房山歸於袵席。

閑吟扶杖試登攀、萬里微茫落照間、芝海潮平帆影遠、蒼煙濃處是房山。

詣龜井戸天神

祀菅公、心字池、樓門等、摸倣太宰府、架太鼓橋、其狀恰如太鼓、故名焉、池畔植梅樹、花時曳杖者多、殊有藤花房垂下丈餘、實所罕見也。

雲飲長空鴻影遠、瘦胡蝶伴吟笻穩、塔描一幅丹青筆、碧醬樓臺斜日曉。

臥龍梅

在府下南葛飾郡龜戸村淸香庵、俗曰梅屋敷、老幹蟠屈、其狀如臥龍、曾水戸黃門光圀卿取次名焉、今金風淅瀝、不能見香雪。

秋風又絶騷人蹤、落葉叢中蟠老龍、東帝何時更一顧、山僧敲盡隔林鐘。

萩寺

在府下南葛飾郡柳島村、號無量院龍眼寺、天台宗淺草東光院末寺也、境內萩多、故有萩寺之名。

殘月沙蟲秋四園、胡枝叢裡絶塵機、嫩涼一味落花雨、吹上美人才子衣。

國府臺懷古

在千葉縣東葛飾郡市川町北方一帶高丘、老樹參天、苔氣逼人、斷崖千尺、臨刀根長流、白雲一片、望岳蓮萬丈、眺矚極佳、天文永祿年間之古戰場也、蓋爲要害之地、又稱鴻之臺。

由來天險有何響、吟入寒林人正愁、當日横才何處所、西山落日水東流。

弘法寺

在千葉縣東葛飾郡市川町字眞間、昔爲日蓮弘法之地、稱六門家之一、蓋名刹也、以楓鳴近鄉。

策々西風一夜吹、寒煙早已逗靑芝、白雲紅葉如錦繡、彷彿日蓮出定姿。

市川桃林

市川、中山間。植桃。花時紅霞靉靆。今蕭々落木。無復春時之觀。雖然枯枝簇々。落日射之。殆欲然。亦一奇也

何來爽氣冷詩魂。三四五家鷄犬村。十里桃林煙一抹。枝々猶帶夕陽痕。

小說 絲のみだれ（四十七）

永井櫻國

勇五郎は無性に喜び勇むで

「それでね、若も店を張るのに此家で狹いやうなら、相當な家に引移るが宜からう、金子が足りなきやまだ貸してやるからと仰やつたけれど、此の不景氣な時節に、何一つ抵當も取らないで、三百圓と云ふ金子を借るさへ氣の毒でならない所へ、家まで御厄介かけては濟まないと思つて親切に言つて下すつたのを、漸くれ斷り申したぢや、すると、それほど氣の毒に思ふなら、まあ現今の家で一勉强やつて見て、其上都合が惡いやうなら、自分の貸家が赤坂と芝とには方々にあるから、貸してやるとまで云つて下すつたぢや。だがね、見ず知らずの方から大金を借りるのだから、借用證書だけは認めて、此の金子で買入た道具は殘らず抵當にしてれ前と兩人が借主になり、れ師匠が證人になつて下さる約束にして歸つて來たが、喜んで呉れ、私も何うやら運が向いて來たやうだ。」

と、眞實嘘言取り交せて語り了つた、淸之助は何となく不安に思はるゝので

「しかしれ父さん、資本を借りなさるのは結構な事ですが、苟にも三百圓と云ふ大金を拜借して、其まゝ返さないで置くわけには往かないでせうが、若か商買が思ふやうに利益がなくて、損にでも爲るやうな節は何うして返す意です、豈夫緣も由緣も無い大川さんが、三百圓の大金を下すつた理ぢやないでせう、どうせ遲かれ早かれ返さなきやならない金子なら、今日まで貧乏にこそ暮して居るけれど他人さんに借金と云ふものは唯の一厘だつて無かつたのですから今更借金して他人さんに頭を下げなくても可いぢやありませんか、これまでこそ私の腕にも入費が要りましたけれど、モウこれからは幾等か宛の金子は私も取れる身の上になつたのですもの、大川の親切は有難いけれど、其金は借りないで返して了はうぢやありませんか。」

と、道理の辭を吐く。勇五郎は例に不興しい顏をして

「そりやれ前の云ふのも道理には道理だが、私もこれまでのやうな商買を何時まで爲て居ても、迚も好きな酒も滿足に飲む事も出來ないから、何うにかして少し資本を造つて大きく商買を爲やうと思つてた矢先へ、何程でも資本は出してやるからと、親切に言つて下さるから借りて來たので、何も私の方からお貸し下さいと賴んだ譯ぢやない、大川の旦那が、貸してやるから商買を大きくやれと、先方から仰やつて下さつたんだから、言はゞ資本を頂戴したも同じ事で、何時返さなきアならないと云ふ期限なんか極て借りたのぢやないから、那樣に心配するにも及ばないさ。」



「ですけれど、大川さんが三百圓と云ふ大金を、見ず知らずの貴方に何う云ふ心で貸したのか、其處を一つ考へて御覽なさい、誰がいくら金子が腐つて喰ます程あつても、目的なしに何百と云ふ金子を無振當で貸す者があるもんですか、能くまあ物を積つて御覽なさい。」

「そりやア分り切つた話さ、大川さんも然う云つて居られた、淸之助を贔負にしてるから、彼女に見蚕でも拵へてやつた意で貸してやると……だから淸之助大明神だと云つてるぢやないか。」

京城新報

再び日韓警察の合一を論ず

余輩は昨年十二月十五日の本紙上に於て統監府告示第百四十號所謂日韓警察の合一が違法に非ざるやを論じて當局の親切なる説明を求めたり、今茲に詳細其論旨を再びするの必要なかるべし、只讀者の記臆を新にせんが爲め左に其大要を摘記せん

統監府告示第百四十號の内容をなす日韓兩國の取極書に於て韓國警察官をして在韓國日本臣民に對する警察事務を執行せしむることを約したるは少くも左の二點に於て違法なり

第一　外國の行政機關をして日本帝國の法規を運用執行せしむる事

第二　治外法權を有する在韓國日本臣民に對する警察事務を外國の行政機關をして執行せしむる事

第一は國權の放擲にして第二は民權の蹂躙なり國權の放擲民權の蹂躙豈重大なる問題にあらずや、かるがゆゑに余輩は余輩の所信を公表して當局の説明を求め余輩の説に誤謬あらば速かに其蒙を啓れんことを切望し告示の内容に違法の點あらば其改定に果斷ならんことを豫期したり、爾來閲日三十日當局博學の識を以て之を解決するに短しと云ふべからず、而かも余輩は口頭に於ても文書に於ても公然當局の辯明を見聞したることなし、怪しむべき哉、然れども余輩は一時の出來心により徒らに當局の施設に喙を容れて快となすものにあらず疑團の氷解する迄は其所信を闘すの覺悟を有す

當局者足下　國權放擲民權蹂躙の疑義をすら辯明するの勞を吝み猶ほ統監政治の職責を悉し得たりと思惟するか、何ぞ曠職の甚しき、民可使依不可使知と主張するか、何ぞ民を愚にするの極まれるや、抑も亦其違を知つて之を改むるの勇氣なきか、憲法違反の規定が尚ほ國法として存在することを得るとせば法治國の實果して何處にありや

憲法に依りて設けられたる行政機關が自ら憲法の蹂躙を敢てし猶ほ韓國の經營に其心身を碎くを惜まずと稱す韓國經營も亦易き哉余輩は長大息せざらんとするも能はざる也

由來統監政治の當局が動もすれば官憲萬能の主義を以て其民を愚にし其經營の發展を阻害し常に在留民の怨府となれるは余輩の屢々慨嘆して其覺醒を促したるところ輿論に耳を傾けざるは珍しからざることなれども今回の如き違法を敢てし猶洒々然たるに至りては殆んど評すべきの辭を知らず、莫遮余輩は此疑義に對し滿足なる説明を聞くべき幾多の手段方法を有す獨り統監府當局をのみ賴まざるなり、再び日韓警察の合一を論じて當局の注意を促す

東京電報

▲東宮の歐米御歴遊（電報）

皇太子殿下の歐米御歴遊は本年夏仰出さるべし

▲べ博士來朝期

皇太子殿下の歐米御歴遊に隨從すべきべルツ博士は來月中に歸省地より來朝の筈なり

▲逓相辭職を思止む

山縣逓信大臣は井上松方桂三侯の盡力により辭職を思止まりたるに付き西園寺首相は右三侯を歴訪して謝意を表せり

▲李宮相の宮内省視察

韓國宮内府大臣李允用氏は今日宮内省に出頭し各部局執務の状況を視察せり（十三日午後發）

▲内閣の動搖

西園寺首相及び山縣逓相阪谷藏相は何れも辭表を提出せり（十四日發）

雜報

●間島問題解決期

間島問題に就ては清國政府は頑强に其の所屬たることを主張し居れるを以て我が政府より其の證據の提供を迫りたるを以て不日右證據書類を送り來る筈となり居れり前年韓國皇室より間島に對する清國の主權を認め雜居韓人の待遇に就き依賴する公文書を清帝に送りたる事あるが今回清政府の唯一證據と成すべきものは即ち此の公文書なりと説くものあれど右は信憑するに足らずして或は捏造に出でたるものならんかとの説あり要するに同島に對する主權の所在を決定するものは康熙帝時代に建設したる石碑にして其の石碑に據れば松花江を以て清韓兩國の國境と成し居れるを以て殆ど疑ひを容るべき餘地なければ清國政府より送付し來る證據書類は何等の價を有せざるべく夫れと同時に最後の解決を告ぐるに至るべしと

承候官進謁規定

承寧府侍從院にては德壽宮に出入し進謁するものに對し宮禁の尊嚴の爲め左の如き進謁規定なるものを定めたりと

一、承候官が三人以上召を承けて進謁する場合には後れて來る人を待ち共に進謁することゝし尚侍從之を帶同する事

一、承候官が寢殿にて進謁する場合には侍從寢殿にも帶同する事

一、承候官が進謁する場合には何時たりとも三十分を踰ふる能はざる事

一、若し其三十分を過ぐる場合には侍從より退出を勸告する事

●參與官會議

十四日午後一時統監官邸に於て參與官會議を開きたり

●大臣會議

十四日午前十一時統監邸に於て各大臣參集し大臣會議を開きたり

◎特別大演習計畫

本年度特別大演習は尾濃の野において第九、第十三、第十四、第十六の四個師團參加して擧行の由傳ふるも元來特別大演習の計畫は毎年一月參謀總長の立案を上奏し御裁可を得たる後陸軍大臣に移牒し同大臣は二月十日までに參加師團に通知する順序にして前記の各師團は本年未だその通知を得ざるも順番をいへば右の通りなりと而して昨年末參謀本部附磯村砲兵少佐の第四師團下に出張し地理を實査する所ありその他將官佐官の出張實査もありたれば其の實施は事實なるべし唯參加師團中第十三師團は目下韓國守備として駐屯中なれば或は第四師團代つて參加するやも計られずといふ

●清國の正月

昨日は清國正月に該當するを以て仁川同領事館に於て拜賀式を行ひたるが信夫理事官染谷副理事官は同領事館に參賀せり

●新設裁判所に就て

舊臘發布されたる裁判所構成法實施と共に新設さる可き各裁判所に關し當局者の語る處によれば本年度は先づ京城に大審院控訴院地方裁判所區裁判所を設け次で各地の地方裁判所を置き平壤大邱の控訴院に及ぼし各地の區裁判所は明年度に入りて新設する事となる可く而して新設裁判所の完備する迄は從來の通り觀察使郡守をして地方區裁判所の事務を處理せしむる筈なりと云ふ

度支部の財務刷新

韓國の風習として上下階級の念甚しく地方高官たる觀察使が親しく民情に接するが如きは殆んど空前の事なるが今聞く處に依れば財政顧問本部大邱監部にては昨今結稅納期切迫の際益々新貨普及の必要を感じ客臘財務官をして同地方長官たる慶北觀察使に同行せしめ直接說示の目的を以て尙州以北の數郡を巡視し貨幣上稅務上の說明を試みたるに擾亂の際殆んど歸屬する處を知らざる地方人民は到る處數千塔をなして之を送迎し或は收稅上に關し或は一般の秕政に就き訴ふるもの少からざりしも事々件々に就き凡て臨機の措置を施したる處頗る一般の悦服を得たるもの〻如く就中守備隊通譯韓人某の私かに惡徒と結托し良民を恐喝して多大の金品を詐取せる惡事を擧げ之を軍隊に引渡したるの事は非常に人民の歡喜する所となり我官憲の威信並財務の刷新に關し一般に會得されたるもの〻如く財務行政の進行上一新生面を開きたりと云ふ

●衞生當局者の苦心

内部衞生局は從來衞生課として警務局中の一分課なりしを新官制に於て一局となせしものにして其の當局者の主なる人々は大韓醫院衞生試驗部と兼任となり居り同部は我國の衞生試驗所の事務即ち衞生に關する試驗研究をなし衞生局は之が實行を司るものなるが當局者の語る處によれば從來衞生課は內部に於て閑課と稱せられ韓國の衞生施設の何等見る可きものなきに拘らず其の事務重きを置かれず僅かに種痘委員を任發する位に過ぎざりしを以て今諸般の施設をなすに何れも皆緊急を要するもの〻みなるも何分豫算不足なれば意の如くならず先づ首府京城より初めて地方に及ぼさん方針にて漢城衞生會なるものを組織し日韓共同して其の効果を收めんとし種々調査中なるが下水排除の如き城門内の溝渠は底床より一丈七八尺の土砂塵芥堆積し居て之が浚泄をなさんとすれば一間に付約百圓の金を要し其の他便所の新設糞尿の排除等何れも巨額の經費を要するもの〻みなれば之が財源に關し大に苦心しつ〻ありと

●電車値上げ問題

大韓日報及朝鮮日々の兩紙が電車値上げ問題に付目覺ましき戰をなしたることは世人の知るところなるが中途朝鮮日々が不幸にして發行停止の厄に逢ふや大韓は一手に引受けて良く戰ひたり熊谷民團長秋吉商業會頭の仲裁を爲したるにより戰は中止せられたれども其結果として韓美電鐵に對し公衆に都合良き協定を爲し得たるは全く戰の賜なり余輩は韓美が誠意を以て値下を實行せんことを望むもの也

仁川穀物協會解散　理由

仁川穀物協會は去る三十六年組織されたるものなるが其後順次發展に向ひつ〻ありしも昨年春出穀減少したる折より規約に反して同協會にて取引をなすもの少なく多く自宅にて取引をなすに至れり然るに仁川に出廻る穀物は總て協會の手を經て取引をなすべく此れが手數料として石十錢宛醵出するの規約なるが前記の如く自宅にて取引をなすの弊起りてより商人中偶々其手數料を胡麻化さんとして取引高を協會に屆出づる事を怠るもの〻見るに至りたるが今各協會の規約によれば若しかゝる不正行爲をなしたるものには三ヶ條の制裁方法を定めおるも情實多き商人間の事とて忌憚なく此れを實行する事難く今日迄經過せり然るに昨夏以來穀物の出廻頻繁となるに連れ右の不正行爲をなすもの益々烈しきを加へ就中內海商社の如きは七月より十一月迄約一萬七八千石の取引をなしたるに不拘僅かに七千石の屆出をなし一萬石に對する手數料を瞞着したり此事端なくも協會の知る所となり遂に再昨日の總會となりて各自以上の如き不正手段をなすものありては協會の維持困難なりと主張するものありたる爲め遂に解散するの止むなきに至れり

而して仁川に於ては別に輸出商組合ありて米穀商人は石十錢宛の積立金をなし居るを以て之れに一錢を加へ十二錢を積立つる事とし其二錢を以て協會の殘務を處理する事に決したり尙內海商社が不正行爲に就ては追て詳細報導する所あるべし

●自衞團と一部韓民

平安北道定州管內一進會は一時衰運に傾きしが昨年現內閣の組織せらる〻や幸ふじて現狀を維持することを得るに至れり同會勢力の微弱なりし所以の實は世人の擯斥侮蔑に基くものにして從て會員中注意すべき行動を爲す者もなかりしが今回自衞團の組織を爲すに當り一進會より自衞團援護會を設立し委員として會員撰擧せられたるを以て觀察使訓令類似の書面を携へ各郡を巡回し面洞長等に對し組織を急督するより忽ち士民の誤解を惹き自衞團は準一進會の如く思惟せしむる結果入團の災厄を免るゝは耶蘇教に入會するを唯一の良策と信じ遠近相傳へ特に定州龜城の二郡民は相卒ひて信徒となり同團組織上少からざる支障を生ずるに至れるを以て援護會員は其誤解を明にし勸誘しつ〻あるも耶蘇教徒隆盛を極め一進會を蔑視する土地にありては却つて組織の困難を招くの虞ありと云ふ

暴徒分派所を襲ふ

這回豐川警務分派所に日本巡查二名を配置することゝなり去る五日松禾警務分署より着任せるが翌六日清水巡查は暴徒偵察の爲め外出せしに別に變りたる事もなければ夜八時頃歸所せしに折柄同分派所に多數の暴徒襲來し今や騷擾の眞最中なりければ同巡查は身を挺して應戰せんとせしも何分賊は多數なりければ辛ふじて其の場を逃出し松禾分署に至りたるが之より曩き同分派所に在りし谷內田巡查及巡檢四名の消息更に不明なるを以て七日午後〇時三十分松禾分署より巡查五名巡檢一人及び憲兵分遣所より上等兵三名相携へて豐川郡邑に出向せしが尙ほ不穩の狀況あるを以て八日殷栗分遣所より中澤伍長以下兵卒六名出發せりと

暴徒歸順者

本月一日より十日迄の暴徒歸順者は揚根分遣所に於て取扱ひたる分は去る八日のみにて八名ありしが姓名は鄭圭鳳（二十）權景宅（五十二）尹黃龍（五十）白致德（五十）下春仙（四十）李鳳去（五十）南和叔（五十）廉學順（五十八）等にして又九日高安分遣所に自首せしは許汝先（六十）の一人なるが又七日より九日迄に江華島分遣所に來り其罪を悔しは九名にして尹基南（三十）全斗萬（四十）米在德（四十）盧順五（二十）李在弘（二十三）高完達（四十八）韓奉用（三十）金啓宋（三十八）朱德與（四十）等なり次に五日龍湖島分遣所にて取扱ひたるは曹亨淳（二十）孫在文（六十）にして又九日忠州分遣所に自首し出でたるは洪祐信（五十三）尹秉德（四十）の二名なりと

●匪徒歸順

江原道春州に於ては去る七日匪徒十二名歸順を申告せるを以て取調たる所悔悛の狀あるを以て監視に付したり尙同地方は漸次歸順の傾向あり

野津大佐等の叙勳

十三日附を以て韓廷より如左叙勳ありたり

特賜太極章　陸軍大佐　野津鎭武
特叙勳三等　工學博士　妻木頼黄
特叙勳三等　度支部事務官　鈴木穆
特叙勳三等　工學士　矢橋賢吉
特叙勳四等　陸軍一等主計　丹錬吉
八太極章
同　陸軍大尉　古莊和平
同　同　中平勇吉
同　同　中野孝市
同　同　藤村正七
同　同　藤田勉
同　度支部事務官　木本房太郎
特叙勳六等　同　石出藤太郎
各賜太極章
特叙勳三等　工學士　坂出鳴海
特叙勳五等　軍部前通譯官　鈴木吹見
同　陸軍三等軍醫　田中德次郎
同　度支部事務官　飯泉幹太
特叙勳六等　陸軍一等計手　佐々木彥作
同　工兵曹長　山根昌吉
同　統監府警部　小熊九萬造
同　度支部事務官　井上勝三郎
同　同　富田道生
各賜八卦章

●揚井氏の辭任

一度短刀に訴へ再び株數の多くを制して今期總會に於て安田派と最後の勝敗を決せんとせし五八銀行前韓國支店總支配人揚井檜藏氏は今回辭任したり因に氏が今日までの行動に付ては隨分批議すべき點無きにしもあらずと雖も今回の引責辭任に就ては氏の心事を諒とすべきなり

●國分書記官の歸任

兼て上京中なりし統監府書記官國分象太郎氏は十四日新橋發二十二日頃歸任さるべしと云ふ

●宮木稅關長上京

宮木稅關長は昨日上京せり

●韓國輸出品の荷扱事業

大阪朝鮮貿易商同業組合にては愈々本月一日より輸出貨物の荷扱を開始し市內五ヶ所の運送店を荷扱所に當て日に五名の檢査員を以て檢査をなさしめつ〻あるが市內に於ける朝鮮貿易商は總數七百名の多きに達し居れど現今の組合員は四百五六十名なるより目下加盟の勸誘中なるが全部の加盟を見るに至らば事務の頻繁を來すべく檢查員の如きも漸次增加すべき計畫なり創業日尙淺きを以て顯著なる成績を擧ぐべきものなきも彼我の稅關にては通關上の手續を省略さる〻便あるを以て非常に歡迎しつ〻あるよしにて輸入品の檢查及び韓國に於ける同組合の與信事業をも遠からず實施する豫定なりと尙昨年來本邦品は北韓其他從來侵入せざりし內地に輸入さる〻に至り從つて貿易業者の增加となり居れば個人の取扱高は幾分の減額を告げ居れど總額に於ては次第に增進しつ〻ありと

●舊義州の近況

舊義州よりの通信によれば同地は日清戰爭前迄は清韓貿易の咽喉として韓國十三道に需要する物貨は槪ね此の地を通過し土地極めて繁盛なりしも戰役後釜山仁川の發達に影響され此の地に於ける清韓貿易稍々衰微し日露戰役後安東縣新義州の發達するに及んで全く土地の繁盛を奪はれ從來金錢貸借の周旋委託販賣等を營みつ〻ありしもの多數其の業を失ひて遊食の民となり詐僞賭博等を事とするに至り由來殺伐の氣風を帶び鬪爭口論を好める此の地方の人民は一層の惡風俗となりしと云ふ而して最近の調査によれば同地の戶數は千五百十八人口六千六百九十人其の中農を業とせる者多數を占め昨年の秋獲は饑に虫害あり後に水害ありて被害地は收穫皆無なりしも一般より云へば豐作にて平年以上の收獲あり暴徒の害は甚しからず府內十八面に略自衞團の設立を了へ人民は安堵の樣なりと

函館の復讐を朝鮮にて

（火災保險業者の反省を促す）

京城　一實業家

諺に江戸の復讐を長崎で打つと云ふ事はあれども之を現實にしたるは今時韓國に於ける火災保險業者の遣口なり、明治と云ひ橫濱と云ひ其他の會社と云ひ先頃中までは各千分の二十乃至二十五までの保險率なりしを近日に至て遽に世界中其比を見ざる千分の五十（最低度）と云ふ高率に騰せたり、一体內地に於ける保險率は彼の函館の大火前にありては各會社を通じて千分の一半より三まで位なりしなり、而かも各會社が此率により收めたる利益決して不尠ざるとは世人の普ねく知るところにして火災保險が最も有利なる事業の一に數へられしは事實

元來儲かる事業のみを知つて損することを考へざりし各火災保險業者は彼の函館の大火あるや一樣に吃驚措く所を知らず支拂金の道が得る丈は逃がれんと企てたり、只法律の手前如何ともする能はず被保險者に向ひ恩を着せつゝ不性不性に其支拂を爲したるなり（當地にて營業を爲す日宗火災の如きは未だ函館に對する責任を果さず該會社の不確實なる以て知るべし）之と同時に彼等は急に不意の損失を取返さんとし各社相率ひて協定保險率を作れり、而して其率は現に內地に行はるゝ千分の三乃至六なり（函館火災前の倍額）韓國に於ける火災の場合が非常に高きか否かは保險業者と雖も未だ明確なる統計を示し能はざるべし、只失火に對する消防の事が內地に比して稍不完全なるは事實なり併乍其不完全も實は東京其他の大都會に比してのことにして地方の市町村に比して決して遜色あるものにあらず、單に此覊束なき理由を非常の理由として從來の率を二十五に定めたるさへ已に不當なるに今亦之が最低度を千分の五十に引揚げ甚だしきは七十八十に爲すさは言語同斷沙汰の限りと云ふべし、素より保險業も營業の事なれば相當の利益なかるべからざるは當然の事なり、而れども今時の如く彼等が同業者相依りトラストの狀を爲して公衆に向ひ不當なる高率を課して暴利を貪らんとするは商賈冥利を知らざるの甚と云ふべし、若し今日の儘にして保險業者の手に任せなば日ならずして家屋擔保の途絶へ金融に惡影響を及ぼし、家賃の昂騰を促して多數居留民に不便を與へ其結果商工業をして衰退せしむるや必せり、且つ近來居留地に現はれ始めたる相當の建築も其續出を妨げらるゝやも知るべからず、事茲に到らば在韓の保險業者は實に居留地の發展を害するの賊にして彼等は其罪を遁がるゝに由なかるべきなり

我保險取締法に保險率制限の規定なきは民業の自由を尊敬するが爲なり、而るに今や保險業者は其自由を濫用して函館の復讐を朝鮮にて打たんと企つ余輩は其心事の陋劣に驚き一言以て彼等に反省を促さんとす

●漢城警視の敍任　官制改正の結果仁川漢城警視は奏任官二等に敍せらる

●光濟號の歸仁期　目下船体修理の爲め神戸にあるが約一ヶ月程滯在し歸仁の際仁川税關用の月島、漢江の兩石油ランチを曳き來る豫定なりといふ

●十三日參内者　昌德宮總計六十二人内婦人八人重なるは義親王妃殿下完興君、李載冕、李總理、李軍相、趙法相、閔侍從院卿、德壽宮總計百〇八人内婦人二十五人重なるは義親王妃殿下完興君、李載冕、完順君、李[illegible]

●錦丸の勤務[illegible]　使用中なりし錦丸は去る十日より群山税關にて使用する事と[illegible]

予の見たる仁川紳士（三十）　月旦三十行　隈法士

遠藤達君

仁川局長の遠藤君は苦學生中の苦學生であつた、又親孝行中の孝行家である、而して又成功の人である、少くとも官吏として成功した人である、郵便局長何が奏任官何かといふ人もあらう、併し夫れも人によりけりである、試みに見よ、君の學歷を、唯か一電信學校が卒業したに過ぎぬ、最初卒業後一判任官として月俸十數圓を得て上官に頤使された時代多年、彼の日露戰役に遭遇するや挺身野戰隊に加はり、劍戟彈雨の中に通信事務に鞅掌した功に依り戰雲收まるや遂に拔擢されて一躍仁川郵便局長の椅子を占むるに至つた、是をしも成功にあらずといはゞ他に成功なるものはあるまい、君は決して敏腕の人でない、君は通信事務について多衆の耳目を聳動せしむるてふ大英斷を斷行するの[illegible]はない、唯有觸れた事務に精細なる丈けで局内の小革善は絶えず行つて居るらしい、是れが特長と云へば特長だが餘りに瑣細な所にまで行屆き過ぎる嫌がある、然しこういふ人に限つて非常に勤勉だ、勤勉に伴れて節儉である、次に自宅に於ける君は又實に勤勉だ、それは外でもない、暇さへあれば二階の一室に閉ぢ籠つて讀書をする、それも夜十二時迄は必ずやる、これは兎ても普通役人の眞似の出來ぬ所でない　妄評多謝

●種痘施行　目下天然痘流行のつき民團役所にては俄かに思ひ立ち南山町本願寺に於て毎日午前十時より午後三時まで無料にて左の日割を以て種痘施行をする由

一月十八日
和泉町、竹添町、獨立門通、青葉町、岡崎町、吉野町、古市町、御成町、照義門通、西大門通、光化門通、新橋通、羽衣町、太平町、長谷川町、米倉町、南大門通、相生町、幸町、北米倉町、茶屋町、旭町、本町一二丁目、本町一丁目裏通

一月十九日
本町三四丁目、南山町、壽町一二丁目、明治町、黄金町、長穂通、三角町、廣川町、二葉町、東雲町、鐘路通、敦化門通、琵琶町、永樂町二丁目、玉川町

一月二十日
大和町、壽町三丁目、日の出町、新町、本町五、六、七、八、九、十丁目、葵町、西四軒町、[illegible]

因に小學校生徒は十六、十七の兩日各學校に於て種痘しむべし

●振られみつ（上）　つひ四五日前迄[illegible]

の恰好眉目容どいひ何處となく品格の備はりて醫者上りや酌婦稼業とは目わず誰が眼にもさる堅氣の未通娘と外思はれざるそれにしても此の娘不思議なるは日々前の寫眞館の軒下に立ち止まりては件の男の寫眞をばしげ〳〵と打ち眺むる素振の如何にも怪しければ必定只事ならぬ秘め事の其の胸に横はり居るに相違なしと段々様子を探り見しに事は豫想に違はず寸法通り果してあじきなき戀路を辿り居る敢果なき身の上とは知られけりサテ女といふは生れは廣島縣呉市の者にて名はたみつといひ年は丁度今年二十の花盛りなるが今より滿四年前抑々日露の戰爭が始まるや間もなく仁川埠頭に於て破裂し平素一攫千金を夢みし徒の吾も〳〵と渡韓するもの夥しき折柄なりければたみつも渡韓熱に浮かされ女ながらも大に活動して男に勝る金儲けを爲さんものをと決心し兩親の許しも受けず仲間のもの四人と共に娘子軍の一小隊を作り勢を揃んで仁川に押し渡りしは時恰かも三十七年三月なりき而して一行四人の娘連は差當り異域の空の様子さいひ勝手の何が何やら知る由もなければある安宿に泊まりて空しく其の日を送るうちにも比較的才智に長けたるたみつは絶えず四邊の形勢を觀望し居りしに其の當時各國居留地に住み或る土木組の組員にて糸野とかいふハイカラ男とフトした機より慇懃を通じ終にマンマと其の男を擒にせしよりたみつは先づ一安心と許りにて胸撫で下ろし此からが此方のものと仲間の者には何事も明かさず豫て其の男と打ち合はし置きたる安下宿屋へと身を潜めにき

●雇人主人を傷く　當地本町二丁目の飲食店吉見キク（三十）といへば知る人ぞ知る酢店なるが此の内に本月三日まで勤め居れる清水常太郎（二十九）なる者一昨十三日の午後七時頃同店に來り二階に押し上り酒よ肴よと食せしも先きに主從の關係ありしことゝてキクは客待遇もなさず酒が飲みたくば臺所に來れといひしに常太郎は酒氣を帶び居りて己れ不貞腐れ阿女奴何を吐かすぞ遣はれて居るときは主從なれ今はれ客としての常太郎に向つて臺所に來れとは何事ぞ殊に己の今夜來りしは只に一杯の酒を飲まんが爲[illegible]金主たる内縁の夫には[illegible]親切を盡くすが脇の見[illegible]意見の爲めにれ越なさ[illegible]になつて罵りキクがこれ[illegible]れ何ほも言譯をなすかと[illegible]うけたるも幸にして命中[illegible]論の末火箸を執つて散[illegible]毆打し是れで多少は性根[illegible]捨てゝ逃げ去りたりきく[illegible]滿として流るゝ血汐を手[illegible]近しはせしど本町通りを[illegible]かけ行きしも遂に其の姿[illegible]動齒をなしつゝ松岡醫院

に至り治療を受け[illegible]にて一週間を經ば[illegible]

●女を種に飲食店[illegible]忤藥村の生れにし[illegible]ツクとして内外各[illegible]の共榮舍に滯在せ[illegible]にまた一昨年まで[illegible]り東京本郷區湯[illegible]と呼べる毒婦あり[illegible]あやなして或時は[illegible]神商の抱ねもの[illegible]ば氣樂な生活も出[illegible]ての浮氣者にて一[illegible]ね居ることが出來[illegible]人に知られて誰る[illegible]者無きに至れる折[illegible]あるまいかと兩人[illegible]ちよを本町一丁目[illegible]郎方に連れ行き拾[illegible]ねなる者と詐稱し[illegible]市五郎はこれを信[illegible]食店德永市助方に[illegible]しむることに約定したり斯くて金造は其の[illegible]夕刻市助方に至りかねの衣類を質受せしむるとて金二十圓を詐取し首尾こそよけれど兩人同道して同家を出で壽町三丁目の飲食店松金方に至り酒肴を命して一圓八十五錢の散財をなし是れで元氣がつきたれば久方振りに新町に乘り込んで舊友どもに見せつけてやらんとちよの動議によつて第一樓支店及び南山樓に登樓し二十圓は其の夜に遣ひ盡くして兩人とも元の無一物となり長谷川町の博徒岡本龜造方に潜伏し居れるを刑事の鋭き眼に見出され一昨日きり〳〵歩めと警察署へ引立られたるが此ちよの經歴に就ては頗る面白きとあり機を得て記載すべし

一拙者儀都合有之今般株式會社第五十八銀行取締役辭任候に付此段廣告候也
明治四十一年一月
楊井檜藏

●亭主斗りなり　幾ら惚れて居るからとは云へ現在の女房が我が夫ならぬつま重ねせるを知らぬとは不埒千萬の沙汰なりと或る世話燒き男が身でもない他人のことながら青筋立てゝの話をそのまゝ此所に記さんに所は當地新王城附近に〇〇亭と云へる小料理屋あり亭主と云ふは本年取つて五十七の中老爺なるに其女房れ何と云ふは漸く廿七八の花の盛りこそ過ぎたれ古い文句ながら元が一寸遊皮の剝けたることとて婬櫻の幾んの色香何處やらに又捨て難き風情あるに掏てゝ加へて營業柄二八水は御坐れクリーム宜しい櫻香水憐れしろい石鹼はキユーチユキユラに限りますと云ふ工合に塗るは撥るは粧飾込むに夕明けて漸う十八のと淨瑠璃の文句を見る樣な譯には行かね五つ六つは確かに塗り隱し擇れ男の目尻を下らせ居たりしが茲に又西大門外とやらに住へる何某と云へる色の黒い、獅子ッ鼻の鈍栗眼、反ッ齒で縮れつ毛で鰐口で口が臭くてたまけに齒ぎしりはする寢屁は放ると云ふ法がへしもつかぬ男あり此れが又人並外れての好き者にて淫賣屋と云ふ淫賣屋は大概荒し回つた揚句未だ〇〇亭を知らず焉んぞ善く淫賣を談せんやだど妙な所に力瘤を生し〇〇亭に進擊して盛んに肌調の妙手腕を發揮しつゝありし迄はよかつたが例のた女將の乙な姿に目を附けて遂ひした緣のもつれ糸解かれぬ謎を女將にかけしに其所が夫れ以前が以前腕に覺ねの練腕者のことゝてさしも解け難き謎の糸を美事即坐に解き放ちて亭主にも話しの出來ぬ間となりしは昨冬十一月頃の事なりしが夫れと悟つた抱へ女連は妾等こそ金故と辛棒してあんな奴をも客にしたに女將はマア何處がよくつて出刃庖丁を尻目にかけて盗物好きにも程があると陰口たらたらなるが何が扱出來た同志は無我夢中女の方は痛くない腹を擦り〳〵男の方はない病家の僞せ使ひを互ひに負けず劣らずの心中の立て競べにて敵方の女に金嚙欲めて裏のオンドルに炬燵せる亭主の眼を盜み合ひつ此の寒い夜を暖かく此の不景氣の日を面白く巫山戲散らして居ると云ふが斯ふ評判の立つたものが扨何日まで知れずに居ることやら知れたら最後何れは出刃庖丁騷ぎとなるべしと云へばマア何月までも知れずに居るが天下泰平

●阪谷藏相山縣遞相依願免官　阪谷藏相及び山縣遞相の辭職は聽届けられ松田法相臨時藏相兼任仰付けらる

●京城實測全圖　日韓書房より發行したる京城實測全圖は非常の好評を以て多數の賣行ありしが今回更に訂正の上發行したり同圖は一萬分一にて重なる商店の位地なども記入しありて最も便利なる地圖なり

●滑稽新聞繪端書集　大阪滑稽新聞社にては新年號として繪端書集を發行したり其趣向斬新にして奇想天外より落るの概あり日韓書房にて販賣し居れり

●ボヤ二ツ　本町二丁目の藥種商井口平治氏方の竈場より一昨十三日の午後十一時半頃出火しあはや大事に至らんとせしが家人の早く氣付く所となりて消し留めたり原因は同家の長女ヨチ（十）が炊事をなし殘りの火を消し置かざりしより是れが側らの燃料に燃えつきたるならんといふ▲再昨十二日の午前十時過本社の隣家なる支那人屋敷の烟突より出火せしが是れも日中のことゝて早く消し留め本社も危難を免かれたり

●抽籤の紛紜に就て　去る九日の紙上に掲載したる抽籤の紛紜と題する記事は事實相違の廉あり取消す

●歌舞伎座替狂言　同座本日の替り狂言の藝題は「干城と傾國」（全廿八幕）にして其役割は荒川儀之助道野輝（岩尾）刑事磯野（池田）輕澤猛[illegible]師由造（千鳥）紫小僧春吉臼井恭三（大町）令孃浦子（若宮）万引れ由（橘）腕輪た角（高木）服部六郎（上野）乳母いそ（宇野）秋津守（小喜多村）母れさく（瀧井）女中れ梅（平井）

廣告

▲訂正改版發賣▼
最新詳密韓國全圖
●定價金二十錢　郵税金二錢●
昨春發賣大好評を博せし本地圖は今回改訂再版詳細洩す處なく各官衙學校は勿論各商店名まで記入しあれば始めて來城せし人にても此の地圖に依れば一目瞭然少しも惑ふ處なし

訂正再版　附郵便線路圖入
最新詳密京城全圖
●正價金二十錢　郵税金二錢●
京城本町二丁目　振替口座九〇五九　日韓書房

錦地在職中は一方ならざる御厚情を蒙り殊に轉任出發之際は御態々御見送りを忝ふし奉深謝候實は一々御禮申上べく筈に候へ共貴名伺ひ漏れ等有之哉も難計乍略儀以紙上御禮申上候　敬具
一月　日　元山郵便局　浦野惣吉

▲▲各科治療　入院隨意
軍人、新聞社職工、學生、諸君は藥價半減可仕候
無代施療券配布方民役所へ托し置き候間該券持參の御方に限り無代治療に可應候
京城長谷川町二丁目　蘇生病院

謹告
來る一月十五日發行日韓廣告新報第二號は日韓印刷會社印刷部移轉の爲餘儀なく來る廿五日發行の事と致候此段謹告候也
日韓廣告新報社

銀行一般の業務精々御便利に御取扱可申候
資本金三百万圓
本店　大阪市西區北堀江通五丁目
支店　釜山　仁川　平壤　鎭南浦　安東縣
株式會社　第五十八銀行京城支店（電話五八番）
爲替取組先
畿内　二十七ヶ所　東山道　十三ヶ所　山陽道　七十五ヶ所　南海道　二十三ヶ所　北海道　五ヶ所　臺灣　二ヶ所
東海道　二十八ヶ所　北陸道　十ヶ所　山陰道　十三ヶ所　西海道　三十三ヶ所　韓國　九ヶ所　清國　一ヶ所

日韓病院
一般患者之依賴に應す
京城新王城大漢門前
院長　橋本三男
醫員　吉田定見
同　韓國軍醫　蔡永錫
藥劑師　濱口源太郎
會計　井口平治
隔日出張　龍山青木病院長　青木濟六
入院隨意


會席御料理　並に仕出し　御好に應ず
京城西小門通り（京城新報横入る）
日の出

原金旅館
本店　仁川理事廳通（電話三二番）
支店　京城南山町（電話一〇七番）

▲貨物本船積卸
▲龍山行運送
▲右の外其他近海解に關する一般の事務
仁川港仲町二丁目　㊣福島組（電話五三五番）
同　波戸場出張所（電話五四二番）

●百貨運搬　●取扱懇切　●配達迅速
追而仁川に於て通關を要する貨物は御申越次第最も叮嚀迅速に取扱可申候
仁川驛上　小宮山運送通關店　電話七一六番
京城南大門外　同支店

●釜山長崎門司神戶行　山東丸　一月二十五日後三時出
●釜山門司神戶大阪行　淡路丸　一月十四日正午十二時
●群山、木浦、釜山、門司、神戶、大阪行　浦汐丸　一月　日後三時出
第一ホハヨ號　一月廿二日後三時出
●大連、大沽行　酒田丸　一月　日後一時出
●大連行　高砂丸　營口丸　新瀉丸　一月廿四日後一時出　二月四日後一時出　二月九日後一時出
●大連、芝罘、秦皇島行　山東丸　一月十四日前九時出
●鎭南浦安東縣行　第一ホハヨ號　一月　日後三時出
●釜山出帆、元山行　弘前丸　一月二十九日
御注意　御乘船の際ハ稅關検査ノ爲メ本船出帆ノ約五十分前ニ御乘船[illegible]　御送迎ハ稅關波止場迄ニテ御斷リ申候[illegible]

日本郵船株式會社　仁川出帆廣告（電話十番）
仁川海岸通　貨物及船客取扱店　郡回漕會　電話三九番
京城南大門通　巴商店　電話三〇六番

會席御料理　並に　仕出し
京城西小門内
福來亭

手がる料理店案内
京城大平町一丁目　九州樓
京城大平町一丁目　永樂亭本店
京城長谷川町二丁目　永樂亭支店
京城西小門内　南方亭　同支店
京城大平町　れた福亭
京城西小門内　日の出亭
京城大平町二丁目　新あづま

當籤謝告

壹等九八八 一白米（五斗入）拾俵 南大門通二丁目 宮本七五郎

貳等一八七一 一本間美術屛風壹本 南大門外栗田洞 畠山平吉

三等三八五 一モヘル膝掛壹枚 森一

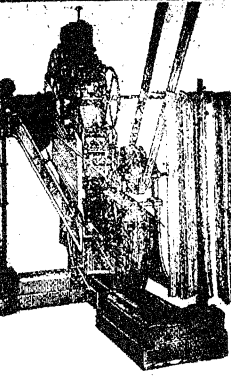
右之通り四ケ所商店歳暮賣出し福引に當籤し景品正に受領同店の確實なることを爰に證明旁謝告仕候也

福引抽籤御披露

壹等 一九八八
貳等 一八七一
參等 三八五
四等 一六六八
五等 一四二
六等 七一一
七等 一一〇二
八等 一一〇六
九等 四八
拾等 二〇一
五十等 六三〇
百等 一一七八

右謹告仕候

京城本町二丁目 四ケ所商店 電話三二二番



眞崎式うどんそうめんそば製造機械

日本九州佐賀 製麵機械並に諸機械製造販賣 眞崎鐵工場

龜屋 大福引抽籤御披露

景品等級	福引券番號
一等	二二二二
二等	四〇八〇
三等	三六八七
四等	一〇八八
五等	四七〇二
六等	一三二
七等	三六三五
八等	三七四六
九等	二八二九
十等	一二三四
廿七等	一〇三三
五十等	二〇四三
百等	三一四四
二百等	七三五
三百等	四一四四
四百等	一三九
五百等	二三五四
參千等	二〇〇
五千等	二八一五

以下は店頭に掲示仕居候御序之節御覽被下度奉願候 敬白

京城本町三丁目 進辰馬（電話二十七番）

諸官衙御用品調達

營業科目
紙類書籍
印刷附屬品
印刷インキ
防腐デシン
穀物食鹽
織物染料
各學校用品調達

幷に委託販賣
東京 合資會社アライアンス商會代理店
横濱 百七十六番 ピユームエンドライフ商會代理店
東京 千代田生命保險相互會社代理店
東京 博文館發行書籍特約店
東京 金港堂發行書籍特約店
釜山 臺鹽合資會社食鹽特約店

藤田合名會社
本社 京城明治町二丁目 電話三二〇番
支店 仁川港濱町一丁目 電話一五五番
出張所 東京京橋區南鍋町一丁目 電話新橋三九六二番

銀行一般業務精々御便利に取扱可申候

資本金 參百萬圓
積立及繰越金 七拾貳萬圓

株式會社 十八銀行京城支店
京城南大門通（電話四二〇）

本店 長崎市築町
支店出張所 京城、龍山、仁川、木浦、釜山、元山、羅州、群山
日本 大阪、熊本、佐世保、嚴原、五島、壹岐

其他日本韓國樞要地及露領浦鹽に爲替取引先あり

貯蓄預金 一口壹錢以上何程にても御預り申候（利息日歩壹錢四厘）

長崎貯蓄銀行代理店（十八銀行京城支店）

統監府 各官衙 御用
荷物荷造及運搬
伊藤組
本店 龍山本町三丁目 營業部 町（電話七百三十二番）（電話四十二番）
伊藤友松

株式會社 第一銀行京城支店

本店 東京市日本橋區兜町
內地支店及出張所 大阪、京都、横濱、神戸、名古屋、四日市、下關、兵庫、伏見、大阪西區、東京新大阪町
韓國支店及出張所 仁川、釜山、元山、鎭南浦、木浦、群山、平壤、大邱、開城、城津、咸興、馬山、鏡城
清國出張所 安東縣

電話番號 營業部 一一番 當直用 同 營業部 三二二番 國庫部 六二一番 用度係 六二一番 分拆所 六二二番

總支配人 市原盛宏
副支配人 國庫部長 竹山太郎
副支配人 調査部長 三島純平
副支配人 營業部長 市村雄次

內地旅行客の便利

往復共滊車賃二割引

當局線主要驛に於て本月十日迄發賣致居候連絡割引往復乘車券は內地旅行客の御便利を圖り其期限を延長し十日以後と雖も引續き之れを發賣いたし候

● 往復乘車券發賣區間
當局線 南大門、龍山、栂峴、仁川、大邱、草梁驛と
帝國鐵道廳線 新橋、平沼、名古屋、京都、大阪、神戸、下の關、門司、小倉、博多、久留米、熊本、長崎驛との相互間

◉ 通用期限 乘車券發賣の日共三十日間 各等共 當局線を通じ往復二割引

明治四十一年一月

統監府鐵道管理局運輸部 電話八五一（營業課）

往復切符 通用三十日間

十三日夜より十六日日中まで
見眞大師 報恩講
長谷川町 本派本願寺

諸官衙御用 印刻師 京城明治町二丁目 齊藤亨太郎

會席御料理 並に仕出し 御望に應ず
京城大平町一丁目 田舍家 電話七五六番

新築落成
龍山元町壹丁目
會席御料理 八景園
電話四六番

一各種石炭大販賣
大の浦塊炭
豆田塊炭
大辻塊炭
ストーブ用として右三種取寄せ貯炭罷在り御希望に從ひ多少に拘はらず迅速御屆け可申上候
三池粉炭
鍛冶用として貯炭罷在り多少に係はらず御用に應し可申候
當社一手販賣炭左之通り
三池、田川、伊田、山野、金田、豆田、津波黑、藤棚本洞、大の浦五尺、大の浦三尺、笹原、滿の浦芳雄、大辻、白岩、柚木原、岸嶽等

三井物產合名會社
京城出張所（電話二十六番）
仁川出張所（電話六十三番）

齒科全般の治療
米國最新式義齒
京城本町六丁目（鍛冶屋横町）
米國齒科醫學博士 女醫 中村安子

熊平製造金庫
東京 竹內製金庫
大阪二重瓶 壹二回轉式 消火器
韓國販賣部 京城本町一丁目 熊平商店 電話六二四番

公債 株式 現物賣買
叮嚀、確實、安價に取扱申候間多少不拘御用命之程奉懇願候
龍山櫻町（青木病院前） 質商 梅尾圓八商店

產婆案內 いろは順

內務省免許 京城明治町一丁目 伊集院兼子（電話架設中）

內務省免許 京城旭町三丁目 伊藤智滿子

內務省免許 京城明治町一丁目 岩永滋野

內務省免許 京城壽町三丁目二十六番地 濱崎辰子

內務省免許 京城明治町五丁目十八番地 堀越直子

明治二十五年開業 內務省免許 田淵左姬 京城本町六丁目

內務省免許 京城本町四丁目三十番地 土山峰子 京都帝國大學病院產科婦人科勤務を辭し肩書の處へ開業致し候

內務省免許 京城壽町一丁目（坂井病院內） 築山久野（電話二二六番）

內務省免許 京城南大門外 雜貨商池田商店前入 松尾のぶ子

官許 胞衣取扱所 內務省免許 京城明治町三丁目一番地 三池鶴代

明治二十四年開業 杉原花子 京城南山町三丁目（日本人俱樂部上）